

# 千葉市結核・感染症発生動向調査事業実施要綱

## 第1 趣旨

この要綱は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定に基づき、千葉市の結核・感染症発生動向調査事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 対象感染症

本事業の対象とする感染症は、別表のとおりとする。

## 第3 実施主体

本事業の実施主体は千葉市とする。

## 第4 実施体制の整備

本事業の円滑な推進を図るため、次の機関を設置する。

### 1 千葉市感染症情報センター

地方感染症情報センターとして、千葉市感染症情報センター（以下「感染症情報センター」という。）を、環境保健研究所健康科学課内に設置する。

### 2 指定届出機関（定点）

健康部は、定点把握対象の五類感染症について、患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集するため、患者定点、疑似症定点及び病原体定点を、千葉県に予め選定するよう依頼する。

### 3 千葉市結核・感染症発生動向調査検討会議

千葉市内における、感染症に関する情報の収集・解析及び評価を行い、事業の適正かつ円滑な運用を図るため、医師会の代表、学識経験者、関係行政機関の職員等からなる千葉市結核・感染症発生動向調査検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

検討会議の事務局は健康部とする。

## 第5 届出基準及び届出様式

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（健感発第0308001号平成18年3月8日厚生労働省健康局結核感染症課長通知）による。

## 第6 実施方法

### 1 全数把握対象感染症

#### (1) 診断した医師

ア 医師は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項第1号の規定により、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表の（74）、（84）及び（85））、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の届出基準に該当する患者を診断した場合は直ちに保健所に届出を行う。

イ 医師は、法第12条第1項第2号の規定により、五類感染症（別表の（74）、（84）及び（85）を除く）の届出基準に該当する患者を診断した場合は、7日間以内に保健所に届出を行う。

ウ 前2項の場合において、医師は保健所から当該患者等に係る病原体検査のための検体又は病原体等の提供の依頼を受けたときは、協力できる範囲において検体又は病原体等に、必要事項を記載した「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症検査票」（以下、検査票と表記する）を添付して提供する。

## （2）保健所

ア 保健所は、届出を受けたときは、該当する項目について、直ちに結核・感染症発生動向調査システムに入力する。

イ 保健所は、届出を受けた感染症の発生状況等を把握し、必要に応じ積極的疫学調査を実施、医療機関、学校等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

## （3）環境保健研究所

ア 環境保健研究所は、検体又は病原体等が送付された場合には、当該検体を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知する。

イ 検査のうち、環境保健研究所において実施することが困難なものについては、必要に応じて国立感染症研究所に検査を依頼する。

ウ 環境保健研究所は、患者が一類感染症と診断されている場合や、千葉市域を越えた集団発生があった場合等緊急の場合にあっては、厚生労働省健康局結核感染症課からの依頼に基づき、検体を国立感染症研究所に送付する。

エ 感染症情報センターは、千葉市内の患者情報及び病原体情報を収集・分析し、国立感染症研究所 感染症疫学センターに報告するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、関係機関に提供・公開する。

## （4）健康部

ア 健康部は、保健所による積極的疫学調査において実施された質問又は調査の結果を必要と認める場合には、保健所に対しその報告を求めることができる。

イ 健康部は、保健所から報告のあった感染症の発生状況等について、都道府県、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

## 2 定点把握感染症

### （1）患者定点

ア 患者定点として報告すべき患者情報の対象となる感染症は、次に掲げる感染症とする。

（ア）小児科定点 別表の（87）から（96）までに掲げるもの

（イ）インフルエンザ定点 別表の（97）に掲げるインフルエンザ

（ウ）眼科定点 別表の（98）及び（99）に掲げるもの

（エ）性感染症定点 別表の（100）から（103）までに掲げるもの

（オ）基幹定点 別表の（90）のうち、病原体がロタウイルスであるもの及び（104）から（110）までに掲げるもの

イ 届出基準に該当する患者を診断した医師は、小児科定点、インフルエンザ定点、眼科定点及び基幹定点のうち別表の(106)、(109)及び(110)を除く感染症に関するものについては、1週間(月曜日から日曜日まで)を調査単位とし、性感染症定点及び基幹定点のうち別表の(106)、(109)及び(110)に掲げる感染症に関するものについては、各月を調査単位として、保健所に報告する。

ウ 報告は、調査単位が週単位の場合は翌週の月曜日までに、月単位の場合は翌月の2日までに保健所に到達するよう、FAX、郵送等により行う。

#### (2) 病原体定点

ア 病原体定点として検体を採取すべき対象となる感染症は、次に掲げる感染症とする。

(ア) 小児科病原体定点 別表の(87)から(96)までに掲げるもの

(イ) インフルエンザ病原体定点 別表の(97)に掲げるインフルエンザ(インフルエンザ様疾患を含む)

イ 病原体定点として選定された医療機関は、各定点の対象とする感染症ごとに、微生物学的検査のために検体を採取し、検査票を添えて調査単位ごとに環境保健研究所へ送付する。

#### (3) 保健所

ア 保健所は、原則として、患者情報が週単位の場合には調査対象週の翌週の火曜日までに、患者情報が月単位の場合には翌月の3日までに結核・感染症発生動向調査システムに入力する。

イ 保健所は、対象感染症についての集団発生その他特筆すべき事項について、健康部に報告する。

ウ 保健所は、対象感染症の発生状況等を把握し、必要に応じ積極的疫学調査を実施、医療機関、学校等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

#### (4) 環境保健研究所

ア 環境保健研究所は、検体又は病原体等が送付された場合には、当該検体を検査し、その結果を診断した医師に通知するとともに、感染症情報センターに送付する。

イ 検査のうち、環境保健研究所において実施することが困難なものについては、必要に応じて国立感染症研究所に検査を依頼する。

ウ 感染症情報センターは、千葉市内の患者情報及び病原体情報を収集・分析し、国立感染症研究所 感染症疫学センターに報告するとともに、その結果を週報(月単位の場合は月報)等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、関係機関に提供・公開する。

#### (5) 健康部

ア 健康部は、保健所による積極的疫学調査において実施された質問又は調査の結果を必要と認める場合には、保健所に対しその報告を求めることができる。

イ 健康部は、保健所から報告のあった感染症の発生状況等について、都道府県、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

### 3 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

### (1) 疑似症定点

- ア 届出基準に該当する患者を診察した医師は、別に定める様式に疑似症発生状況等を記載し、保健所に提出する。
- イ 保健所は、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、症候群サーベイランスシステムに入力するものとする。また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報について、健康部へ報告する。
- ウ 保健所は、疑似症の発生状況等を把握し、医療機関、学校等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

### (2) 健康部

- ア 健康部は、保健所から報告のあった疑似症の発生状況等について、都道府県、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

## 4 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の実施方法

### (1) 保健所

- ア 保健所は、鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査を実施した場合、国の定める基準に従い、直ちに疑い症例調査支援システムに調査内容を入力する。
- イ 医療機関より検体が提出される場合には、疑い症例調査支援システムが発行する検査依頼票を添付する。

## 第7 プライバシーへの配慮

本事業を実施するにあたっては、結核患者又は登録者に関する個人情報その他の個人情報の処理につき、患者等の個人のプライバシーの保護に十分な配慮を払わなければならない。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成14年11月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成15年11月5日から施行する。
- 5 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成20年1月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成20年5月12日から施行する。
- 8 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成25年3月4日から施行する。
- 10 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 11 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 12 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。
- 13 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 別表

### 1 全数把握の対象

#### 一類感染症

(1) エボラ出血熱、(2) クリミア・コンゴ出血熱、(3) 痘そう、(4) 南米出血熱、(5) ペスト、(6) マールブルグ病、(7) ラッサ熱

#### 二類感染症

(8) 急性灰白髄炎、(9) 結核、(10) ジフテリア、(11) 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、(12) 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、(13) 鳥インフルエンザ（H5N1）、(14) 鳥インフルエンザ（H7N9）

#### 三類感染症

(15) コレラ、(16) 細菌性赤痢、(17) 腸管出血性大腸菌感染症、(18) 腸チフス、(19) パラチフス

#### 四類感染症

(20) E型肝炎、(21) ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む。）、(22) A型肝炎、(23) エキノコックス症、(24) 黄熱、(25) オウム病、(26) オムスク出血熱、(27) 回帰熱、(28) キャサナル森林病、(29) Q熱、(30) 狂犬病、(31) コクシジオイデス症、(32) サル痘、(33) シカウイルス感染症、(34) 重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）、(35) 腎症候性出血熱、(36) 西部ウマ脳炎、(37) ダニ媒介脳炎、(38) 炭疽、(39) チクングニア熱、(40) つつが虫病、(41) デング熱、(42) 東部ウマ脳炎、(43) 鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9を除く。）、(44) ニパウイルス感染症、(45) 日本紅斑熱、(46) 日本脳炎、(47) ハンタウイルス肺症候群、(48) Bウイルス病、(49) 鼻疽、(50) ブルセラ症、(51) ベネズエラウマ脳炎、(52) ヘンドラウイルス感染症、(53) 発しんチフス、(54) ボツリヌス症、(55) マラリア、(56) 野兔病、(57) ライム病、(58) リッサウイルス感染症、(59) リフトバレー熱、(60) 類鼻疽、(61) レジオネラ症、(62) レプトスピラ症、(63) ロッキー山紅斑熱

#### 五類感染症（全数）

(64) アメーバ赤痢、(65) ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、(66) カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、(67) 急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、(68) クリプトスポリジウム症、(69) クロイツフェルト・ヤコブ病、(70) 劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(71) 後天性免疫不全症候群、(72) ジアルジア症、(73) 侵襲性インフルエンザ菌感染症、(74) 侵襲性髄膜炎菌感染症、(75) 侵襲性肺炎球菌感染症、(76) 水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）、(77) 先天性風しん症候群、(78) 梅毒、(79) 播種

性クリプトコックス症、(80)破傷風、(81)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(82)バンコマイシン耐性腸球菌感染症、(83)百日咳、(84)風しん、(85)麻疹、(86)薬剤耐性アシネトバクター感染症

新型インフルエンザ等感染症

(111)新型インフルエンザ、(112)再興型インフルエンザ

指定感染症

該当なし

## 2 定点把握の対象

五類感染症（定点）

(87)RSウイルス感染症、(88)咽頭結膜熱、(89)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(90)感染性胃腸炎、(91)水痘、(92)手足口病、(93)伝染性紅斑、(94)突発性発しん、(95)ヘルパンギーナ、(96)流行性耳下腺炎、(97)インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、(98)急性出血性結膜炎、(99)流行性角結膜炎、(100)性器クラミジア感染症、(101)性器ヘルペスウイルス感染症、(102)尖圭コンジローマ、(103)淋菌感染症、(104)クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、(105)細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。）、(106)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(107)マイコプラズマ肺炎、(108)無菌性髄膜炎、(109)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(110)薬剤耐性緑膿菌感染症

法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(113)摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状（明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）若しくは(114)発熱及び発しん又は水疱（ただし、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。）

## 3 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の対象

二類感染症

(13)鳥インフルエンザ（H5N1）